

8 特別の寄与の制度の創設

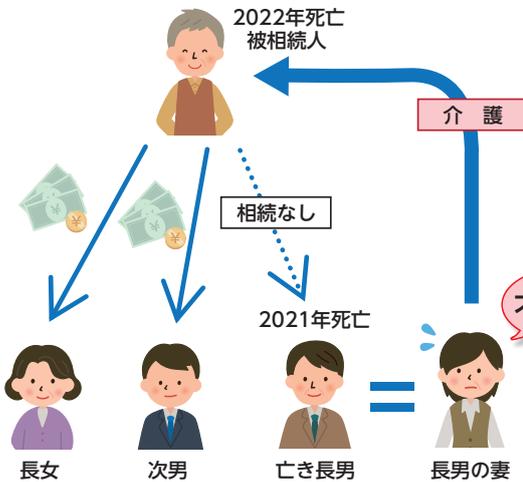
Point ※2019年7月1日(月)施行

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができるようになります。

現行制度

相続人以外の者は、被相続人の介護に尽くしても、相続財産を取得することができない。

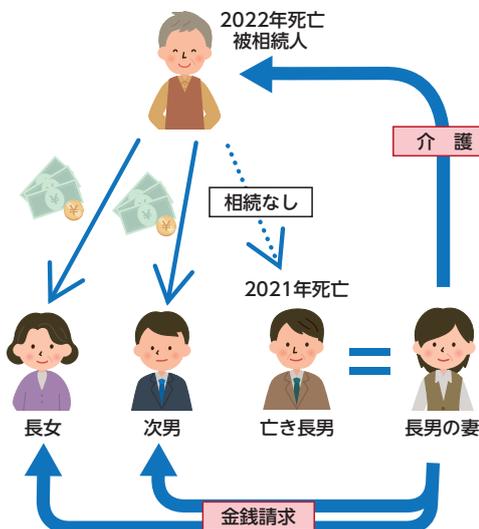
事例 亡き長男の妻が、被相続人の介護をしていた場合



- 被相続人が死亡した場合、相続人（長女・次男）は、被相続人の介護を全く行っていなかったとしても、相続財産を取得することができる。
- 他方、長男の妻は、どんなに被相続人の介護に尽くしても、相続人ではないため、被相続人の死亡に際し、相続財産の分配にあずかれない。

改正によるメリット

相続開始後、長男の妻は、相続人（長女・次男）に対して、金銭の請求をすることができる。
→ 介護等の貢献に報いることができ、実質的公平が図られる。



※遺産分割の手続が過度に複雑にならないように、遺産分割は、現行法と同様、相続人（長女・次男）だけで行うこととしつつ、相続人に対する金銭請求を認めることとしたもの。